

(別紙2)

令和4年度社会福祉法人指導監査是正又は改善状況報告書

提出日	令和5年1月23日
法人名	社会福祉法人あしーど
[Redacted]	

指摘事項	是正又は改善状況	改善時期
定款第6条第3項において評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定めることとしているが、当該細則が整備されていなかったため、理事会で定めること。本件は、前回口頭指摘としている。	理事会を開催し、細則を整える	令和5年3月理事会
次のとおり評議員会の手続きについて、法令に反している事例があった。 ○評議員会の招集手続について理事会の決議により次の事項を定めなければならない。 ①評議員会の日時及び場所 ②評議員会の目的である事項があるときは、当該事項 ③評議員会の目的である事項に係る議案の概要（議案が確定していない場合はその旨） 令和3年6月28日に評議員会が開催されているが、令和3年6月12日の理事会議事録を確認したところ、上記の項目を理事会において決議した経過が見られなかった。 今後、評議員会の招集に際し適切な手続きを行うこと。また、本件は前々回、前回と同様の指摘である。	現在、①②③について理事会で確認したことを議事録に漏れなく記録することとする	改善している
社会福祉法人は、社会福祉法第59条により、毎会計年度終了後3か月以内に、計算書類等を作成し、所轄庁に提出しなければならない。貴法人は、所轄庁への令和3年度会計にかかる計算書類等の提出も遅延しており、前回監査以降、改善されていない。	遅延しないよう提出する	次期会計年度終了後
貴法人は、令和3年6月28日の評議員会において、次期理事を選任しているが、同日に理事会を開催せず、令和3年8月12日に理事会を開催して次期理事長を選任しており、速やかな理事長の選定が行われておらず、法令の定めによる手続きで理事長の選定が行われていなかった。今後、法令及び定款の定めによる手続きにより理事長および業務執行理事の選定を行うこと。	評議員会で次期理事を選任した後、速やかに理事会を開催して理事長を選任する	令和5年6月理事会
改選に伴う監事の選任において、理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するためには、現監事の過半数の同意を得なければならないとされているが、議事録では監事の過半数の同意を得たことが確認できず、監事の同意書の徴求もなかった。 今後、改選に伴う監事選任においては、法令に定める手続きをすること。	監事の同意について、議事録に記録する 監事の同意書をとる	令和5年6月理事会

<p>定款第25条において、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告すると規定しているが、日常業務の理事長の専決事項について理事会で定められていなかった。理事長等の決裁権限の明確化のため、決裁規程等を整備すること。</p>	<p>理事長の専決規定を理事会で定める 定める</p>	<p>令和5年3月理事会</p>
<p>定款第22条において、役員の報酬等の総額について評議員会において別に定めることとしているが、定められていなかったため、役員の報酬等の総額について評議員会で定めること。本件については、前回口頭指摘としている。</p>	<p>役員の報酬の規定はあるが総額についても 定める</p>	<p>令和5年6月評議員会</p>
<p>計算書類等は、定時評議員会の承認が必要であるが、貴法人の経理規程第60条第3項において、財務諸表及び附属明細書並びに財産目録は、理事会の承認を得て確定すると定めている。については、法令に従い、経理規程の整備を行うこと。 ※ここに挙げているのは一例であり、早急に法改正に伴う経理規程全体の見直しを行うこと。 本件については、前々回、前回と同様の指摘である。</p>	<p>経理規定の整備を行う</p>	<p>令和5年3月理事会</p>
<p>経理規定第31条において会計責任者は、毎月末日における拠点区分ごとに月次試算表を作成し、さらに、各事業区分の合計及び法人全体の月次試算表を作成し、翌月末日までに理事長に提出しなければならないとしているが、理事長への提出が遅延していたため、経理規程に従い期限内に提出すること。</p>	<p>経理規定の整備とともに、期限について検討し 定める</p>	<p>令和5年6月</p>
<p>社会福祉法において、監事は理事の職務の執行を監査することと定められているが、所轄庁による指導監査において文書指摘事項があり、その後改善されていないにも関わらず、監事監査において改善すべき事項が示されていなかった。 今後監事監査では、直近の指導監査での指摘事項の有無も確認し、指摘事項がある場合には、その改善状況を確認し、理事に対して改善を指導すること。</p>	<p>監事に指導監査の詳細を説明するとともに、 改善状況を理事会等で報告して、現状把握ができるよう努める</p>	<p>令和5年6月</p>
<p>社会福祉法において、社会福祉事業者は、常に、その提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければならないとされているが、貴法人の苦情解決の取組状況に関して、苦情解決責任者が苦情受付担当者を兼務している場合が見受けられた。 今後苦情解決の整備体制を整理し、適切に業務を行うこと。</p>	<p>担当者を分けることとする</p>	<p>令和5年1月</p>

- 注) 1「指摘事項」欄には、指摘事項全文を記載すること。  
2「是正又は改善状況」欄は、具体的に記入すること。  
3「改善時期」欄には、まだ改善していない事項については予定を記載すること。  
4是正又は改善関係書類を添付すること。